

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第44号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考3中「第11階層までと認定された世帯（第11階層と認定された世帯については、市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯に限る。）」を「第8階層までと認定された世帯」に改め、「2分の1の額と」の次に「、第9階層から第11階層までと認定された世帯（11階層と認定された世帯については、市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯に限る。）については当該階層の利用者負担額の2分の1の額と」を加え、同表備考5中「77,101円未満」を「57,700円未満」に改め、「第1階層」の次に「及び第2階層」を加え、同備考ただし書中「ただし、」の次に「市町村民税の所得割額77,101円未満の」を加える。

別表第2備考3中「第11階層までと認定された世帯（第11階層と認定された世帯については、市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯に限る。）」を「第8階層までと認定された世帯」に改め、「2分の1の額と」の次に「、第9階層から第11階層までと認定された世帯（11階層と認定された世帯については、市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯に限る。）については当該階層の利用者負担額の2分の1の額と」を加え、同表備考5中「77,101円未満」を「57,700円未満」に改

め、「第1階層」の次に「及び第2階層」を加え、同備考ただし書中「ただし、」の次に「市町村民税の所得割額77,101円未満の」を加える。

別表第3備考2中「77,101円未満」を「57,700円未満」に改め、「(第1階層を除く。)」を削り、同備考ただし書中「ただし、」の次に「市町村民税の所得割額が77,101円未満の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年度の利用者負担額から適用する。